

茨城県中小企業団体中央会会長 殿

茨城県商工労働部中小企業課長

復興支援・住宅エコポイント交換商品への地域産品・地域型商品券の登録について

日頃から県の商工行政の推進につきまして、御理解、御協力いただき厚く御礼申し上げます。

さて、平成23年10月21日に閣議決定された平成23年度第三次補正予算案において、住宅エコポイントの再開が計上されております。再開する「復興支援・住宅エコポイント」では、エコ住宅の新築やエコリフォームを実施した住宅所有者に交付するエコポイントの半分以上を、「被災地支援に資する商品等」と交換することが条件となっているため、現在、国において、被災地の産品や商品券等を積極的に交換商品として登録いただくよう働きかけているところです。

つきましては、地域の復興支援・経済活性化策として、地域産品や地域型商品券の積極的な登録に向けた会員組合等への周知について御配慮賜りますようお願い申し上げます。

交換商品の公募開始については、11月下旬に予定されていますが、現段階の募集関係資料を別添1のとおり添付しますので、御参考ください。

また、交換商品提供事業者向けの説明会が別添2のとおり開催されますので併せて御案内いたします。

【交換商品登録等に関するお問い合わせ先等】

◎住宅エコポイントに関する国土交通省HP

http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_tk4_000017.html

・国土交通省住宅局住宅生産課 03-5253-8511

・環境省地球環境局地球温暖化対策課 03-5521-8249

* 送付書類

- ・別添1-1 「住宅エコポイントの再開について」
- ・別添1-2 「復興支援・住宅エコポイント制度における交換対象商品の登録について(案)」
- ・別添2 「復興支援・住宅エコポイント交換商品提供事業者向け説明会の開催について」

茨城県商工労働部中小企業課

商業・まちづくりグループ 木村

TEL:029-301-3550 FAX:029-301-3569

住宅エコポイントの再開について

現行制度

通称
(目的)

住宅エコポイント
(住宅の省エネ化、住宅市場の活性化)

エコ住宅の新築：全国一律30万ポイント
ただし、太陽熱利用システム設置の場合、2万ポイント加算

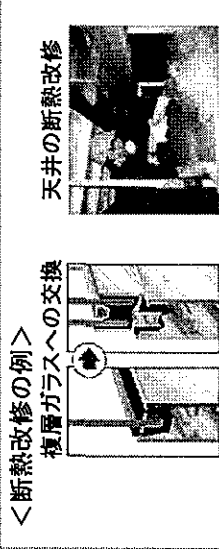
＜工事内容＞

- ①省エネ法のトップランナー基準相当の住宅
- ②省エネ基準(平成11年基準)を満たす木造住宅

エコリフォーム：工事内容に応じ2千～10万ポイント
(上限30万ポイント)

＜工事内容＞

- 窓の改修工事、外壁、天井・屋根又は床の改修工事



＜断熱改修の例＞

複層ガラスへの交換

天井の断熱改修

○併せて以下の工事等を行う場合はポイントを加算

バリアフリー工事：上限5万ポイント
工事内容に応じ5千～2万5千ポイント

省エネ住宅設備の設置：2万ポイント
(太陽熱利用システム・節水型トイレ・高断熱浴槽)

再開後

復興支援・住宅エコポイント
(住宅の省エネ化、住宅市場の活性化、被災地復興支援)

エコ住宅の新築：被災地は30万ポイント
被災地以外は15万ポイント
ただし、太陽熱利用システム設置の場合、2万ポイント加算

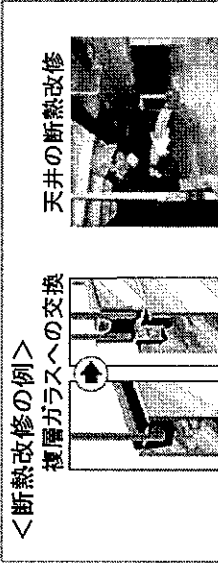
＜工事内容＞

- ①省エネ法のトップランナー基準相当の住宅
- ②省エネ基準(平成11年基準)を満たす木造住宅

エコリフォーム：工事内容に応じ2千～10万ポイント
(上限30万ポイント※)

＜工事内容＞

- 窓の改修工事、外壁、天井・屋根又は床の改修工事



＜断熱改修の例＞

複層ガラスへの交換

天井の断熱改修

○併せて以下の工事等を行う場合はポイントを加算

バリアフリー工事：上限5万ポイント

省エネ住宅設備の設置：2万ポイント

耐震改修工事：15万ポイント※

リフォーム取組保険加入：1万ポイント

※耐震改修工事はポイントを別途加算(上限45万ポイント)

ポイント
発行対象
及び
ポイント数

○様々な商品との交換や追加工事の費用等に交換

省エネ・環境配慮商品	都道府県型の地域産品
全国型の地域産品	商品券・プリペイドカード
地域型の商品券	環境寄附
被災地への義援金・寄附	追加工事への即時交換

ポイント交換
対象商品

○「環境」と「被災地支援」に重点化
○「被災地支援」にポイントの半分以上を充当

省エネ・環境配慮商品	環境寄附
被災地への義援金・寄附	追加工事への即時交換
被災地の産品・製品	被災地の商品券等

※全国型の商品券・プリペイドカード、被災地以外の地域産品・商品券への交換は行わない。
※被災地の産品・製品、被災地の商品券等の要件については別途定める。

被災地の定義

「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律」に基づく「特定被災区域」

※岩手県・宮城県・福島県・福島県の全域、青森県・茨城県・栃木県・埼玉県・千葉県・新潟県・長野県の一部(10県221市町村)

工事対象期間
(省エネは工事着手)

新築：平成21年12月8日※～平成23年7月31日
(※「明日の安心と成長のための緊急経済対策」の閣議決定日)
リフォーム：平成22年1月1日～平成23年7月31日

ポイント発行
申請期間

平成24年1月中旬(調整中)～

新築：

戸建住宅 ～平成25年4月30日

共同住宅等(階数10以下) ～平成25年10月31日

共同住宅等(階数11以上) ～平成26年10月31日

リフォーム：～平成25年1月31日

ただし、共同住宅等(階数10以下)で耐震改修を行うもの
～平成25年10月31日

共同住宅等(階数11以上)で耐震改修を行うもの
～平成26年10月31日

新築：平成23年10月21日※～平成24年10月31日

(※第3次補正予算案閣議決定日)

リフォーム：平成23年11月21日～平成24年10月31日

復興支援・住宅エコポイント制度における交換対象商品の登録について(案)

- 交換対象を「環境」と「被災地支援」に重点化
- 現行制度で対象としている、全国型の商品券・プライベートカード、被災地以外の地域産品・商品券への交換は行わない(追加工事への即時交換は従来どおり)
- ポイントの半分以上を「被災地支援」に充当

環境関連

- ＜事業者に関する共通要件＞ ※現行と同様
- ・交換する商品の受注情報や送付先管理、納品・受領確認等の事務を適切に行うことができること
- ・提供する商品のリストを作成し、事務局の告知物とは別に配布するとともに、当該リストのWEB掲載を行えること
- ・個人情報保護に係る考え方・方針の整備、安全管理・責任体制の確保その他個人情報保護のための体制が整っていること
- ・事務局とのポイント交換業務に際し、電子メール送受信、PDFファイル閲覧、インターネットのポータルサイト上での事業者・商品の登録、交換申請データの授受から請求データ登録等の方法に対応するために必要な環境を用意できること 等

省エネ・環境配慮商品(エコ商品)

定義： エコ企業等(※)が以下のいずれかに該当する商品を選定

- ①地球温暖化防止、②リサイクル・廃棄物対策、③自然保護・生物多様性、④森林の保全・緑化、⑤大気・水・土壌環境の保全、⑥化学物質対策 等

※エコ企業等の定義： 以下のいずれか

- ①ISO14001やエコアクション21等の環境マネジメントシステムに関する第三者認証を受けている、法人格を有する者
- ②公共交通事業者(航空会社等を除く) ※現行と同様
- ③環境寄附を売上げに対し0.2%以上行う、法人格を有する者

商品登録の方法： 原則、以下の方法による

- ①とりまとめ事業者が2者・30エコ商品以上をまとめて登録、
- ②とりまとめ事業者が2者・30エコ商品以上をカタログギフト形式で登録、
- ③とりまとめ事業者が2者・30以上のエコ商品限定で店頭交換できる金券類として登録(店頭で対象商品と交換されることが確実であるものに限る)
- ④公共交通事業者が乗車券等を登録

※②、③は資金決済法に規定する第三者型発行者が発行する有効期限6ヶ月超の金券類に限る

* 現在既に省エネ・環境配慮製品として登録されているものは引き続き登録可能。

環境寄附 ※現行と同じ

地球温暖化対策、自然保護などの環境保全活動を2年間以上行っており財政規模が年間100万円以上のNPOなどの団体を公募等により登録

被災地支援関連

被災地の産品・製品

定義： ①被災地で生産された最終流通品、②①以外で被災自治体が推薦する最終流通品

※射幸心を煽るものや公序良俗に反するもの等を除く

商品登録の方法： 原則、以下の方法による

○とりまとめ事業者が2者・10品目以上の商品を取りまとめて登録

被災地の商品券等

定義： 以下の金券類等で有効期限6カ月超のもの(ただし被災自治体が推薦する事業者及び公共交通事業者が登録するものを除く)

- ①被災地で商品やサービスと交換できる金券類、
- ②被災地産品・製品を取りまとめたカタログギフト券、
- ③被災地産品・製品限定で店頭交換できる金券類(店頭で対象商品と交換されることが確実であるものに限る)、
- ④旅行引換券や乗車券等で被災地を目的的地等に含むもの

※射幸心を煽るものや公序良俗に反するもの等を除く

商品登録の方法： 原則、以下の方法による

- ①資金決済法に規定する第三者型発行者が登録、
- ②被災自治体が推薦する事業者(商工会議所等)が登録、
- ③公共交通事業者が登録

被災地への義援金・寄附

日本赤十字社の義援金、共同募金の募金のほか、被災県・被災市町村が被災企業・被災者等に対し支援する目的で作成した基金等を登録

平成 23 年 11 月 14 日

復興支援・住宅エコポイント交換商品提供事業者向け説明会の開催について

国土交通省住宅生産課

平成 23 年 10 月 21 日に閣議決定された「平成 23 年度第 3 次補正予算案」において、住宅エコポイント制度の再開（復興支援・住宅エコポイント事業の実施）が位置付けられました。

復興支援・住宅エコポイント事業は、地球温暖化対策の推進に資する住宅の省エネ化、住宅市場の活性化及び東日本大震災の被災地復興支援を目的として、一定の要件を満たすエコ住宅の新築またはエコリフォームに対しポイントを発行し、そのポイントを被災地の商品やエコ商品等と交換できる制度です。

このポイントと交換できる被災地の商品やエコ商品とそれらを提供できる事業者の公募を実施するにあたり、以下のとおり説明会を開催しますので、提供事業者として参加を希望される場合は以下のいずれかの会場にお越しく下さい。（事前登録不要）。なお、席には限りがございますので、事前にご了承いただきますようお願いいたします。

開催地	定員	開催日	開催時間	会場	住所
岩手	150 名	11 月 24 日 (木)	14:00~16:30	岩手県産業会館 (大ホール)	岩手県盛岡市大通 1-2-1
宮城	204 名	11 月 21 日 (月)	14:00~16:30	トラストシティカンファレンス・仙台 (Room 2+3+4+5)	宮城県仙台市青葉区一番町 1-9-1 仙台トラストシティプラザ 5 階
福島	120 名	11 月 21 日 (月)	14:00~16:30	コラッセ福島 (多目的ホール A)	福島県福島市三河南町 1 番 20 号
東京	486 名	11 月 22 日 (火)	10:00~12:30	ベルサール飯田橋ファースト	東京都文京区後楽 2-6-1 住友不動産飯田橋ファーストタワー B1F
愛知	430 名	11 月 22 日 (火)	14:00~16:30	名古屋市中小企業振興会館 (メインホール)	愛知県名古屋市千種区吹上二丁目 6 番 3 号
大阪	450 名	11 月 24 日 (木)	14:00~16:30	大阪会館 (A+B+C ホール)	大阪府大阪市中央区本町 4-1-52

※各会場とも開催時間の 30 分前より開場します。